

交野市教育大綱改定のポイント

企画財政部秘書政策課

1. 改定の趣旨

- 本市の教育に係る基本的な方針である「交野市教育大綱」について、その期間が令和6年度末までとされていることから、改定作業を行うもの。
- 「交野市教育大綱」の改定は、市長が設置する「総合教育会議」において、教育長や教育委員と協議しつつ進める。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第一条の三

地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

第一条の四

地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

2. 改定の方向性

- ① 大綱全体の構成は変更せず、基本理念及び基本方針において、市長の考えを端的に明記
- ② 教育大綱は地方公共団体の長が定める方針であることを踏まえ、市長任期と期間を揃える（今回改定分の期間を、令和7～8年度の2年とする）

3. 基本理念・基本方針

大綱期間中における理念及び方針を、次のとおり整理した。

| | 改定案における文面 | 整理の考え方 |
|------|---|---|
| 基本理念 | 全ての市民に、質の高い学びの機会を ～地域全体で公正・公平な教育環境の実現～ | 学校教育・生涯学習ともに、公正・公平な教育環境の実現を図ることを理念として掲げる。 |
| 基本方針 | (1)確かな学び、基礎学力の定着 | 学校教育に係るソフト面の方針を整理。 |
| | (2)質の高い教育環境の整備 | 学校教育に係るハード面の方針を整理。 |
| | (3)子どもの安全・安心の確保 | 教育に係るセーフティネット等を整理。 |
| | (4)生涯を通じたスポーツ・文化の振興 | 生涯学習に係る方針を整理。 |

4. 今後のスケジュール

| | | |
|------|------|---|
| 令和6年 | ～9月頃 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事務局(秘書政策課)にて改定案の作成と調整 ● 総合教育会議にて改定案に係る協議 |
| | 10月頃 | <ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの実施(適宜議会報告) |
| | 11月頃 | <ul style="list-style-type: none"> ● 成案化・総合教育会議にて報告 |